

主要な論点リスト(案)

資料1

番号	大項目	中項目	骨格案の項番	主要な論点リスト
1	個人に対する付番、番号連携及び情報連携	基本的な考え方	第1. 1. (1)	○各機関間の情報連携は情報連携基盤を通じて行わせることにより、個人情報保護に十分配慮した仕組みとすべきではないか。
2			第1. 1. (2)	○情報連携基盤の構築に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）の判断枠組みに適合した形で個人情報保護を取り扱うシステムとすることが必要。さらに、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度においては、住基ネットより一層高度の安全性を確保することが必要ではないか。
3		情報連携の原則	第1. 2. (1)	○「見える」「番号」を直接用いない情報連携 情報連携基盤においては、「番号」は「民-民-官」で広く利用される「見える番号」であることから、これをそのまま当該個人を特定する共通の識別子（「IDコード」）として用いることは、個人情報保護の観点から適切ではないのではないか。
4			第1. 2. (2)	○「見えない」IDコードを用いる情報連携 IDコードはこれを認知できる者を極力最小限とする「見えない番号」とすべきではないか。その際、「住民票コードに対応した新しいコード」とすべきではないか。
5			第1. 2. (3)	○情報保有機関ごとに付与されるリンクコードを用いる情報連携 「番号」を含む利用番号とIDコードの間にIDコードと対応関係のある「見えない」コード（「リンクコード」）を介在させ、原則として情報保有機関ごとに異なるリンクコードを付与し、情報保有機関はそれぞれのリンクコードを用いて情報連携基盤にアクセスすることとすべきではないか。
6		付番と番号管理	第1. 3. (1)	○「番号」とIDコード・リンクコードの付番のあり方 住民票コードから「番号」を生成する方式と、住民票コードからIDコード、さらにリンクコードを生成する方式は別の方式とし、「番号」から論理的にIDコードに遡れないようなものとすべきではないか。
7			第1. 3. (2)	○IDコード及びリンクコードの生成方法 住民票コードからIDコード、さらに、IDコードからリンクコードを生成する方法は、可逆暗号方式（※1）又はコード変換テーブル方式（※2）が考えられるが、個人情報保護の観点から、可逆暗号方式を採用すべきではないか。 ※1 可逆暗号方式： その都度可逆暗号によってリンクコードからIDコード、又はIDコードからリンクコードを生成する方式 ※2 コード変換テーブル方式： 乱数を用いて論理的に遡れない形でコードを変換し、変換前後のテーブルを保持する方式
8			第1. 3. (3)	○「番号」の生成方法 住民票コードから「番号」を生成する方法は、IDコードを生成する方法とは異なるものとすべきであり、乱数を用いて論理的に遡れない形でコードを変換し、変換前後のテーブルを保持する「コード変換テーブル方式」を採用することが適切ではないか。その際、変換前後のテーブルは、「番号」の付番機関のみににおいて保持し、二重付番の回避、住民票コードの変更時への対応等に活用してはどうか。
9			第1. 3. (4)	○「番号」とIDコード、リンクコードの管理のあり方 情報の分散管理により、漏洩時の波及リスクを最小化する観点から、「番号」とIDコードは、できる限り分離して管理することが望ましいのではないか。また、情報連携基盤においては、IDコードのみを保持することとし、リンクコードは情報連携ごとに可逆暗号で生成して、連携終了後消去することとすべきではないか。
10			第1. 3. (5)	○「番号」とIDコード・リンクコードの個人への通知の必要性 「番号」については、「番号」が付番される各個人に対して安全な方法で通知されることが必要である。一方、IDコードについては、情報連携基盤においてのみ保有することとし、リンクコードについては情報保有機関においてのみ保有することとするが、セキュリティを確保するため、各個人に対しても通知されないこととすべきではないか。
11			第1. 3. (6)	○「番号」とIDコード、リンクコードの変更可能性 安全性を確保する観点から、「番号」については個人からの変更請求を認めることを検討すべきではないか。 一方、IDコードとリンクコードについては、個人に通知されるものではないため、個人からの変更請求は想定されないが、万一の場合を想定し、システム上・運用上の負荷を勘案した上で、セキュリティの観点からの変更可能性について検討すべきではないか。

番号	大項目	中項目	骨格案の 項番	主要な論点リスト
12			第1. 3. (7)	○分野別に考慮すべき事項とリンクコードの付与単位 リンクコードについては、通常は、各地方公共団体を含め、情報保有機関ごとに付与されるもの と考えるべきではないか。 ただし、制度上情報の共有が想定されており、現に書面又は電子的手法を通じて情報共有がな されている場合には、情報連携基盤を通じた情報連携とは異なる取扱いを行うことも検討すべきで はないか。 また、特に各社会保障分野内の情報のやりとりについては、例えばサブシステムを設けて分担さ せ、当該分野を超えて情報連携を行う場合には当該サブシステムを経由して情報連携基盤に照会を 行う仕組みにするなど、社会保障分野の特性に応じた仕組みを検討することが考えられるのでは ないか。 したがって、各社会保障分野におけるリンクコードの付与に当たっては、個別の情報保有機関ごと に付与すること以外の選択肢についても検討を行うことが考えられるのではない。
13		番号連携	第1. 4. (1)	○番号連携の前提としての紐付けの必要性 IDコード、リンクコードによる情報連携を可能とするためには、情報連携基盤により各情報保有機 関に対して割り振られたリンクコードが、当該情報保有機関の持つ個人情報データベースに紐付くこ とが必要ではないか。
14			第1. 4. (2)	○4情報の突合の必要性 リンクコードが情報保有機関の個人情報データベースに紐付けられるためには、情報保有機関が 保有する4情報と、リンクコード、IDコードの基礎となっている住民票コードに係る住基ネットの保有す る最新の4情報とを突合することが必要ではないか。 そのため、情報保有機関の責任で、情報保有機関が保有する4情報を最新のものとすることが不 可欠であり、このために、住基ネットを活用できるようにすることが求められるのではない。
15			第1. 4. (3)	○リンクコードと「番号」等との対照テーブル 紐付けをした後のリンクコードと「番号」等は、4情報の突合をすることにより、各情報保有機関にお いてその対照テーブルを保持すべきではないか。
16			第1. 4. (4)	○番号連携の流れ IDコード、リンクコード間が可逆的に変換可能となり、かつ、各情報保有機関においてリンクコードと 「番号」等が紐付けられることにより、「(照会元情報保有機関の)「番号」等」(照会元情報保有機関 の)リンクコードーIDコードー(照会先情報保有機関の)リンクコードー(照会先情報保有機関の)「番 号」等」の順序で全ての「番号」等が紐付けられ、「番号」等間の連携が可能となるのではない。
17		情報連携	第1. 5. (1)	○法令に基づく情報連携を行う情報保有機関と情報連携対象個人情報の特定 予め法律又はこれに基づく政令によって、情報連携を行う目的、情報連携を行う情報保有機関及 び情報連携の対象となる個人情報の種類及び情報連携のパターンについて、明確に定めておくべき ではないか。
18			第1. 5. (2)	○情報連携基盤における情報連携の承認 情報連携の条件が満たされているかどうかについては、情報連携基盤が、照会に対してその都度 承認を行うこととし、その上で「(照会元情報保有機関の)リンクコードーIDコードー(照会先情報保有 機関の)リンクコード」という情報連携基盤内の手順を進めることとすべきではないか。
19			第1. 5. (3)	○情報連携の際の適切なアクセス制御 照会元情報保有機関、照会先情報保有機関においては、各機関におけるシステム改修の負担等 も考慮しつつ、情報連携に関連する業務に携わることができる職員を予め限定し、関係する端末や データベースへのアクセスを適切な方法により制御することにより、不正アクセスや情報漏洩を防止 するとともに、事後的な当該機関内又は第三者機関等による監査の対象とすることを検討すべきで はないか。
20			第1. 5. (4)	○情報連携の手順 ①まず、照会元の情報保有機関において、リンクコードと「番号」等との対照テーブルを活用し、情報 連携を行う対象者についてのリンクコードを用いて、入手しようとしている情報連携対象個人情報及 び照会先の情報保有機関を原則として指定して、情報連携基盤に問い合わせることによって、手続 が開始することとすべきではないか。 このため、照会元情報保有機関においては、情報連携を行う際に、対象者に係る4情報を、予め住 基ネットの持つ最新の4情報に更新する等の方法により、可能な限り照会先情報保有機関(例えば 現住所がある地方公共団体)を予め知っておくこととすべきではないか。その手法としては、第1. 4. (2)の方法に準じて、住基ネットと各情報保有機関との間で行うこととすべきではないか。 なお、将来的に、日本年金機構や全国健康保険協会等住基ネットから4情報を直接提供することが 可能とされているような団体以外の民間の情報保有機関が情報連携を行うことになった場合には、 民間の機関の側で情報連携について本人の同意を得て本人から入手した4情報を用いて、情報連 携基盤を通じて照会し、住基ネット側の4情報と合致した場合のみにリンクコードを付番するといった 仕組みを検討すべきではないか。
21				②続いて、情報連携基盤においては、当該照会に係る情報連携の内容が、予め法令によって特定さ れたリストに含まれていることを確認し、確認できた場合には、これを承認の上、「(照会元情報保有 機関の)リンクコードーIDコードー(照会先情報保有機関の)リンクコード」という手順を経て、照会先 情報保有機関に対してそのリンクコードとともに情報連携対象個人情報の種類を伝達することとす べきではないか。

番号	大項目	中項目	骨格案の 項番	主要な論点リスト
22				③その後、情報連携基盤より伝達を受けた照会先情報保有機関においては、当該リンクコードに係る個人の情報連携対象個人情報付して、情報連携基盤を通じて照会元情報保有機関に対して、回答すべきではないか。 その際、いつ、誰が、どの情報に関して、何の目的のために情報連携を行ったかといった事項に関する履歴(以下「アクセスログ」という。)を保存し、対象者である個人及び第三者機関等が事後的に閲覧できるようにすべきである。しかしながら、情報の集中管理とならないようにするため、情報連携対象個人情報そのものについては、情報連携基盤を通じて回答がされることにとどめ、情報連携基盤においては保存されないようにすべきではないか。
23		アクセスログの保存及び提供	第1. 6. (1)	○アクセスログの種類と使用目的に応じた検討のあり方 想定されるアクセスログの種類については、例えば①管理用のシリアル番号、②情報連携の照会等のアクセスを行った日時、③情報連携の根拠(法令等で予め定められた情報連携のパターン)、④照会元情報保有機関の名称、⑤照会先情報保有機関の名称、⑥情報連携対象個人情報の種類、⑦照会元情報保有機関で端末を操作した担当職員名(又は担当部署や職員名に代わる属性情報)、⑧照会先情報保有機関で端末を操作した担当職員名(又は担当部署や職員名に代わる属性情報)、⑨照会元情報保有機関において使用された端末、⑩照会先情報保有機関において使用された端末、⑪提供された情報連携対象個人情報の内容、⑫情報連携対象個人情報の用途などが考えられるが、情報の分散管理及び費用対効果の観点から踏まえつつ、アクセスログの使用目的に応じて、その保管及び提供のあり方を検討すべきではないか。 その際、大きく分けて、個人がマイポータル等を通じて事後的に閲覧するアクセスログの範囲と第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うアクセスログの範囲とでは、後者の方がより詳細なものとして設定すべきではないか。
24			第1. 6. (2)	○アクセスログの保存に係る役割分担 アクセスログもその多くが個人情報であり分散管理すべきものであることから、全てを情報連携基盤で保存するのではなく、できる限り情報保有機関側で保存すべきものは保存するように工夫すべきではないか。
25			第1. 6. (3)	○アクセスログの保存期間 アクセスログの保存期間の検討に当たっては、その使用目的との関連で、必要最小限とし、かつ費用面で過度な負担を生じることがないように配慮すべきではないか。 その際、不正アクセスや情報漏洩によって犯罪を構成する可能性に鑑み、刑法第246条の2(電子計算機使用詐欺)等の公訴時効が刑事訴訟法第250条により7年と規定されていることとの関係を検討すべきではないか。
26			第1. 6. (4)	○個人によるマイポータル等を通じたアクセスログの閲覧 情報連携の対象者である個人によるアクセスログの閲覧の仕組みの検討に当たっては、マイポータルはインターネットから接続されるものであることに鑑み、閲覧を求める個人からの申請があった場合にのみ、その申請内容に応じて、アクセスログを保存する機関から提供されることとすべきではないか。 その際、マイポータルにおいて直接閲覧できるアクセスログは、原則として情報連携基盤が保存するものに限ることとし、情報保有機関において保存すべきアクセスログのうち、例えば⑪提供された情報連携対象個人情報の内容、⑫情報連携対象個人情報の用途については、別途各情報保有機関に対して申請する手続を設け、当該手続を経た後にマイポータルにおいて閲覧するといった方策を検討すべきではないか。 同時に、パソコンや行政キオスク端末等を使用することが困難な個人に対してもアクセスログの閲覧を可能にするため、例外的措置として、行政機関の窓口による対応等も可能とすることを検討すべきではないか。
27			第1. 6. (5)	○第三者機関によるアクセスログの閲覧・分析 第三者機関は、情報連携基盤において保存するアクセスログのみならず、情報保有機関において保存するアクセスログについても、原則として全て閲覧・分析ができるように検討すべきではないか。
28		情報保有機関の機能と既存システム・情報連携基盤間のインターフェイス	第1. 7. (1)	○情報保有機関において備えるべき機能 情報保有機関においては、照会元情報保有機関及び照会先情報保有機関としての機能、例えば、情報連携に必要なアクセス制御、アクセスログのうち情報保有機関において保存すべき情報の保存、照会を受けた際に情報連携対象個人情報を特定して一定期間内に回答する機能等を持つことが考えられるのではないか。
29			第1. 7. (2)	○既存システムと情報連携基盤をつなぐインターフェイスの確保 各情報保有機関が持つ既存システムが直接、照会元情報保有機関及び照会先情報保有機関としての機能を持つように改修することは、費用を可能な限り抑制する観点から必ずしも適切ではないのではないか。 そこで、住基ネットにおいて用いられているコミュニケーション・サーバー方式などを参考に、既存システムの差異を吸収するインターフェイスの確保方法について、個別の既存システムの状況を踏まえた検討が必要ではないか。

番号	大項目	中項目	骨格案の 項番	主要な論点リスト
30		情報連携基盤・情報保有機関間等の回線	第1. 8.	○情報連携基盤・情報保有機関間等の回線 情報連携の仕組みの構築に当たっては、情報連携基盤と各情報保有機関間等を結ぶ回線についても検討が必要である。 その際には、できる限り既存のシステムを有効利用するという観点から、情報連携基盤と各情報保有機関を結ぶ回線については、原則として国の各行政機関間において用いられている霞ヶ関WAN並びに各地方公共団体間及び各地方公共団体と国の行政機関との間で用いられている総合行政ネットワーク(LGWAN)を改良することにより対応することを検討すべきではないか。
31	個人認証とマイポータル・ICカード等の活用			
32	法人に対する付番			
33	その他			